

## PCR検査費用助成事業の概要

PCR検査については既に保険適用が拡大され、かかりつけ医等においてもPCR検査が行えるようになっておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、当組合の加入者にとっては、感染のリスクが高い状況は変わっておりません。そのため、医療従事者とその家族で構成される当組合の加入者がPCR検査を受けやすい環境づくりの一環として、保険診療以外でPCR検査を受けた場合、それに係る費用の一部を助成し、感染の有無の早期把握と検査に係る費用負担の軽減を図ろうとするものです。

### 1 支給対象者

医療機関の開設者である第一種・第三種組合員及びその家族並びに当該医療機関に勤務する第一種・第二種・第三種組合員及びその家族

### 2 支給要件

1の者が、自院又は他院において保険外診療としてPCR検査を行った場合

### 3 助成回数及び助成額

年度内一人一回に限り、PCR検査に要する額（上限10,000円）

### 4 申請方法

- ① 申請者 第一種組合員及び第三種組合員が、自院、他院にかかわらず、PCR検査を実施した自身と家族及び第二種組合員とその家族の分も含め、まとめて申請していただきます。
- ② 提出書類 別添PCR検査費用助成申請書に必要事項を記載し、検査結果及び検査費用がわかる領収書等（いずれもコピーで可能）を添付して提出してください。
- ③ 提出時期 検査実施後概ね2週間以内にご提出をお願いします。なお、令和3年度末に行った検査に係る提出期限については、令和4年4月20日とさせていただきます。

### 5 助成対象となるPCR検査

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に行ったPCR検査の費用に対し助成いたします。